

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	ページ
26	生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化	1
29	宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化	4
31	住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化	7
37	地方公営企業に係る収納取扱金融機関の担保提供義務の見直し	10
27	伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し	13

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

56

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している
 手続の合理化

提案団体

静岡市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

生産緑地地区に指定された土地を農家以外の者に売却して農地等以外のものにする場合、生産緑地法第10条に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律(以下、「公拡法」という。)第4条に基づく届出手続が重複していることから、公拡法の制度改正による手続の合理化を求める。

具体的な支障事例

生産緑地地区の区域内の土地を農家以外の者に売却して農地等以外のものにする場合、農地法に基づく手続のほか、生産緑地法第10条の買取申出と、公拡法第4条の届出が必要である。しかし、生産緑地法の手続により市町村が一度買い取らないと判断した土地につき、公拡法第4条に基づく届出により改めて地方公共団体等に対して買取希望の機会を与えても、買取協議が成立する可能性はごく限定されている。このような手続は、土地所有者及び行政機関に二重の負担を生じさせるとともに、民間の土地取引をいたずらに遅延させている。

【支障事例】

生産緑地法第10条の買取申出がされた場合、市町村の買取有無の確認、生産緑地の農林漁業者への取得斡旋を行い、最長3か月後に生産緑地に係る土地の行為制限が解除(生産緑地法第14条)される。一方、生産緑地地区の土地所有者が土地の売買契約をしようとする場合、公拡法の規定により都道府県知事等へ有償譲渡届出が義務付けられ(公拡法第4条第1項第5号)、届出後3週間は地方公共団体等の買取有無の確認のため譲渡を制限されるため、生産緑地法上の手続が終了してもなお民間の取引が停滞することとなる。

さらに、生産緑地法上の行為制限解除後、既に宅地造成等され外形上も既に農地ではない生産緑地地区の土地について、都市計画が変更されない限り、公拡法の届出が必要となるため、民間取引の遅延が生じている。

以上のように、2法律により類似の手続が重複していることから、土地所有者及び行政の手続の合理化を図る必要があると考えている。具体的には、生産緑地地区に指定された土地の売買については、生産緑地法の手続により公拡法の制度目的は果たされることから、当該土地を公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。

あるいは、生産緑地法上の手続により行為制限解除がなされた土地は、生産緑地の指定は形式的なものに過ぎないため、公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。

あるいは、公拡法第5条第2項を準用し、生産緑地法第10条に基づく買取申出により、土地所有者が市町村から買取をしない旨の通知(生産緑地法12条第1項)を受けてから1年以内の場合、当該土地を公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生産緑地の売却に係る期間が短縮され、円滑な土地取引・土地利用が促進されるとともに、土地所有者及び行

政の手続が合理化される。

根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律第4条、第5条、第6条、第8条
生産緑地法第7条～第15条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

草加市、八潮市、三郷市、長野県、浜松市、豊田市、城陽市、枚方市

—

各府省からの第1次回答

生産緑地法は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。同法における買取り申出制度は、同法第8条の規定に基づく行為の制限の解除を目的とするものではなく、当該生産緑地に係る主たる従事者の死亡等の理由により農林漁業の継続が困難又は不可能になった際に、生産緑地が市場における宅地としての譲渡性に欠くことに対する土地所有者の権利救済を主な目的としたものである。

また、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的としており、第4条において、土地を譲渡しようとする場合の届出義務を定め、地方公共団体等による買取りの機会を設けている。

一方で、公拡法第5条第1項の規定に基づき土地所有者が地方公共団体等による買取りを希望する場合は、知事又は市長にその旨を申し出ることができ、その場合において、買い取る場合は申出から3週間以内、買い取らない場合は直ちに通知しなければならないほか、一定期間（買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知のあった日の翌日から起算して1年を経過するまでの間等）、公拡法第4条に基づく届出義務は適用されない（土地の譲渡の制限も課されない）こととされている。

このため、御提案を踏まえ、手続期間の短縮の観点から土地所有者による生産緑地法に基づく買取り申出と公拡法第5条第1項の規定に基づく買取り希望の申出を並行して行うことができることについて技術的助言として周知することを検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、土地所有者と行政機関に二重の負担が生じている課題が解消されない。

生産緑地法の買取申出と公拡法の買取希望申出を並行する運用に言及しているが、趣旨は異なるとしても、どちらも地方公共団体等に土地を買取るよう申し出るものであり、双方の手続を行わせる合理性は無い。また、一定期間の届出義務の非適用についても、土地を転売するケースでは、転売する者の公拡法の届出は必要なままであり、取引の遅延を発生させる。

さらに、仮に複数の団体が、いずれも双方の申出に対して買取希望した場合、買取りの強制力、買取協議の相手の選定基準、及び町村の場合の買取協議の相手を定める主体が異なる両制度間において調整が困難である。結果的に買取に強制力がある生産緑地法が優先されると考えられ、公拡法の申出を提出する意味は無いと考える。

生産緑地法の買取申出制度において、地方公共団体等に先買いの機会を与えても買取りが無かった土地について、公拡法の届出を出させる合理性は無く、土地所有者と行政の二重負担及び民間土地取引の遅延を発生させた上で、実際に買取協議が成立する件数はゼロに近い。生産緑地法の買取申出制度の中で公拡法届出制度の目的は果たされるため、生産緑地を公拡法の届出対象から除外すべきであり、少なくとも行為制限解除後の土地は届出不要にすべきであると考えられる。届出が必要とする場合は、市民の理解が得られる合理的な理由を御教授いただきたい。

現状、生産緑地法の買取申出をしても行為制限解除となるケースが多いため、買取申出者の中には、早めに土地を売却しようと、行為制限解除を待たずに買取り予定の相手を見つけ、公拡法の届出を並行させる者が多分に見られ、土地所有者・行政双方の負担となっている点などを踏まえ御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八潮市】

生産緑地法に基づく買取申出の手続きで発生する市町村への買取希望照会と、公拡法における地方公共団体への買取希望照会は、目的は違うものの同一の土地に対して公共用地としての買取希望を照会するものであり、生産緑地法の手続きにおいて市町村の買取希望がなかった場合、公拡法でも同様の見解となると考えられる。

「生産緑地法に基づく買取申出と公拡法第5条第1項の規定に基づく買取希望の申出を並行して行う」という対応では、提案内容にある「手続きの合理化」は図られないと考えられる。

公拡法では、県に対しても買取希望照会を行う必要があるため、市町村への意見照会は生産緑地法の手続き結果を基に省略し、県への照会のみとすることで手続き期間を短縮すること等の対応のほうが効率的なのではないか。

【草加市】

各々の法律の目的、制度趣旨が異なることは認識しておりますが、1次回答末尾の記載内容だと、公拡法第5条申出は任意の申出となり、申請者側に生産緑地法の買取申出と併せて申し出を求めることは実効性に欠け、課題解決にはならないかと考えます。生産緑地買取申出にて地方公共団体による買取の機会是与えられているため、法改正など含めて公拡法の対象から生産緑地を外す、生産緑地行為制限解除後は公拡法の届出は不要とするなどによる合理化の検討をお願いいたします。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案団体は、公拡法第4条に基づく届出手続に係る措置を求めているところ、生産緑地については、生産緑地法の買取申出手続により、地方自治体等が民間に先んじて取得することが可能となっており、これにより、公拡法の届出の目的についても達成される。

公拡法の届出手続において地方自治体等が買い取るケースは極めて少ないことから、公拡法の届出を改めて行わせる必要はないと考えており、公拡法第4条の改正等を視野に、手続きの合理化について検討いただきたい。

なお、公拡法第5条に基づく買取希望申出と生産緑地法に基づく買取申出手続を並行して行うことができることの周知については、提案団体において既知の事情であるほか、並行するか否か決めるのは土地所有者であることから、必ず並行して行われるとは限らないため、解決策を改めて検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

生産緑地はその要件上公共施設等の適地であり(生産緑地法第3条第1項第1号)、同法の行為制限に関わらず、地方公共団体等により買取機会を与える公拡法の届出・申出の対象土地から一律に除外することは、公拡法の目的に照らして適切ではないと考えるが、現在、ご提案を受けて、生産緑地法に基づく買取申出があった場合の同法と公拡法に基づく買取協議に関する全国的な実態調査を行っているところであり、その結果も踏まえて必要に応じ制度改正を含む検討を行うこととしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

99

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化

提案団体

京都府

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

宅地建物取引業者に係る事業者名簿や申請書類等の閲覧制度について、インターネット閲覧の対象から個人情報が含まれる書類を除くなどの簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

現在、政府全体でデジタル化の検討が進められており、今般、宅地建物取引業法第10条に基づく宅地建物取引業者名簿等(以下「業者名簿等」という。)の閲覧についても、インターネットでの閲覧を可能とする方針が国土交通省から示されている。

【支障事例】

当府では、業者名簿等の閲覧請求が、コロナ以前は年間900件程度、コロナ以降も600件程度あるところ、現在は、閲覧所に保管している業者名簿等を紙媒体で申請者に閲覧させているが、インターネットでの閲覧となる場合は、業者名簿等を全てデジタル(PDF形式等)に置き換える必要があるため、直ちに対応することは事務負担が大きく、非常に困難である。

また、業者名簿等には、個人のプライバシー情報が含まれるものもあり、インターネットでの閲覧が可能となる場合、プライバシー保護の観点からも課題があるとともに、これらの情報をマスキングする事務負担も膨大となる恐れがある。

以上により、業者名簿等の閲覧対象書類については、その全てを閲覧させるのではなく、個人情報が含まれる書類を除くなど、簡素化・合理化が必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後のインターネットでの閲覧対応における職員の事務負担の軽減が期待され、本来行政に求められる役割である宅地建物取引業者への監督・指導に注力することが可能となり、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

宅地建物取引業法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

奈良県、徳島県、高知県

○当県では、提案団体と同様、紙媒体の業者名簿等の閲覧を行っていることから、インターネット閲覧の実施に

あたっては文書の電子化が課題となる。宅地建物取引業免許事務等処理システム(宅建システム)を活用して容易に電子化が図られるようにするなど、閲覧文書の簡素化等が必要と考える。
○個人情報が含まれている名簿等を、インターネット閲覧することは、不特定多数の者への流出や不適正な利用等のおそれがある。プライバシー保護の観点から、閲覧に供する書類の簡素化・合理化が必要と考える。

各府省からの第1次回答

宅地建物取引業法に基づく業者名簿等の閲覧については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月デジタル臨時行政調査会)において、閲覧のデジタル完結を基本とするための見直しを令和6年6月までに行うこととされている。
具体的には、「アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針」(デジタル臨時行政調査会事務局策定)に沿って、アナログで閲覧できる情報と同じ情報をデジタルでも閲覧できるようにするという原則の下、必要な情報を閲覧可能とすることによって得られる公共の利益と個人のプライバシーの保護とのバランスを図るため、閲覧対象項目の見直しの検討を進めているところ。
提案の内容を踏まえ、上記方針に加え、免許行政庁の事務負担の軽減や行政の効率化にも留意しながら、業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化・合理化について、検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

宅地建物取引業法において、宅建業者と取引する相手方や取引の関係者が、当該宅建業者の免許の有無、事業規模等を把握し、適切な宅建業者を選定することができるよう、宅地建物取引業者名簿や免許に係る申請書類等を一般の閲覧に供することとされている。
一方で、国内でも年々プライバシーに対する意識が高まっており、個人の権利利益を保護するため個人情報の保護が求められているが、現在の申請書類等には個人情報や企業の内部情報が多数含まれており、このままデジタルで閲覧できるようにした場合、これらの情報が不特定多数に流布するおそれがある。
さらに現状申請書類等は全て紙媒体で一般の閲覧に供しているが、デジタル閲覧に対応するためにはこれらの書類の電子化が必要となり、数千件に及ぶ申請書類を直ちに電子化し、随時メンテナンスしていくことは免許行政庁の事務負担が大きい。このため、閲覧規定の趣旨を踏まえつつ、免許の審査に用いる申請書類等で、閲覧希望者の業者選定に影響を与えないと考えられるものについても、免許行政庁の事務負担を考慮し、閲覧対象書類から除外、合理化を図っても差し支えないのではないかと考える。
また、業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化・合理化について検討いただけるとのことであるが、今後どのような手続やスケジュールを考えられているのか、御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

第1次ヒアリングにおいて、提案内容に沿った対応をする方向で検討したいとの説明があったが、プライバシー等の保護やデジタル化に係る事務負担など地方自治体の意見も踏まえながら、閲覧対象書類の簡素化について速やかに検討を進めていただきたい。
閲覧希望者の業者選定に影響を与えないと考えられる書類についても、閲覧対象書類から除外・合理化を図っても差し支えないのではないかと考える。

各府省からの第2次回答

宅地建物取引業法に基づく業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類について、提案団体や専門部会からのご意見等も念頭に、閲覧希望者による業者選定への影響を踏まえて閲覧対象から除外する書類を検討するなど、必要な見直しを行う方向で検討してまいりたい。
現在、国土交通省において、有識者や業界団体、地方自治体等の意見を聴取しながら検討を進めているところ

であり、年内に結論を得たうえで、必要な法令改正を行うこととしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省 第2次回答

管理番号

20

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、公文書(請求書)様式の統一化

提案団体

吉岡町、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、榛東村、上野村、神流町、甘楽町、中之条町、嬭恋村、片品村、みなかみ町、玉村町、明和町、千代田町、大泉町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求について、官公庁が作成する公文書(請求書)様式の統一化を求める。

具体的な支障事例

住民票等の公用請求については、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条第1項において、公文書を提出してしなければならないとされている。当該公用請求に係る記載事項は、住民基本台帳法第12条の2第2項に定められている。

また、戸籍に関する公用請求については、戸籍法第10条の2第2項において記載事項が定められている。

上記の公用請求に係る公文書(請求書)様式について、職務で住民票や戸籍の証明書等の請求を行っている各士業の職務上請求においてはそれぞれ統一様式を使用しているにも関わらず、行政間のやりとりである公用請求においては、官公庁間で様式が統一されていないことにより、請求がある都度、市町村の発行担当者が記載事項の確認作業等に多大な時間を要しており、円滑な業務の支障となっている。

具体的には、住民票の請求で、続柄及び本籍の表示非表示が選択されていなかったため非表示で住民票を返送したところ、実際には本籍が表示された住民票が必要であったため、差し替えが必要になったり、戸籍の請求で筆頭者の欄がないため筆頭者の確認を電話ですることになったり等、請求の際に必ず確認が必要な項目が漏れている様式を使用する官公庁が存在する。

また、必要な項目の記載はあるものの、依頼文中や備考欄に記載されていて項目の位置が統一されていないため、それぞれの項目の確認に時間を要している。例として人口2万人規模の自治体である当町では、年間約2,000件の公用請求を担当者2人で、その他様々な業務を抱えている中で実施しており、公用請求の申請書の確認及び発行に1件あたり5分程度、項目の確認にそのうち半分以上時間を要しており、大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

公用請求を受けた市町村の発行業務担当者の確認作業等の負担が軽減され、事務の効率化が図られる。

また、公用請求する側においても、形式的な請求書に必要事項を記入するのみで足りることから、誤りがない請求をすることができ、再度請求をすることがなくなったり問い合わせ対応を減らすことができたり等、事務の効率化が図られる。

さらに、近い将来行政間において住民票等の各種証明書の内容について電子データでやりとりをすることになった際には、統一様式を使用することが不可欠となると想定されることから、制度改正をすることで行政のオンライン化の一助ともなりうる。

根拠法令等

住民基本台帳法第 12 条の2、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第8条、戸籍法第 10 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、羽後町、いわき市、高崎市、越谷市、世田谷区、浜松市、関市、豊橋市、豊田市、半田市、亀岡市、枚方市、寝屋川市、西宮市、東温市、久留米市、熊本市、宮崎市

○現在は同一自治体内でも所管課ごとに異なる様式となっていることも多く、記載事項の不備や確認作業が増える要因となっている。

○当市においても、公用請求の交付について、請求元市町村への確認連絡に多大な時間を要している。具体的には、除籍になっている者の附票が必要か否か、戸籍の附票が謄本か抄本か、などの確認連絡が多く、あらかじめ記載のある様式に統一できれば、事務の効率化が期待できる。

○「現に請求の任に当たっている者」の職氏名等は請求書に記載されているものの公印の押印が省略されており、また職員証等の写しの添付もないので「現に請求の任に当たっている者」の本人確認に苦慮する事例が増えている。新たに統一様式をお示しいただく際は「現に請求の任に当たっている者」の本人確認を簡易に行えるようご配慮いただきたい。

○公印省略の動きも散見され、個々の行政機関が、別々にその対応を図る旨の通知文の送付やその対応の支障の有無を照会しているため、公印も形式に含めて、省略を認める判断を行うか否か示せば、公用請求事務がさらにスムーズになると思われる。

○当市では年間約1万件の公用請求を受理しており、その処理に多くの時間を要している（請求内容の確認から発行まで5分/件、発送前の確認2分/件）。また、請求書の様式が自治体及び省庁によって異なり、内容の確認に時間を要している。同一の自治体であっても部局により様式が異なることがあり、請求内容の読み取りに時間を要する原因や、請求元が求める項目漏れの原因になるなど、円滑な事務遂行の支障となっている。また、昨今の DX の流れを加味した RPA 等による証明書類の自動出力を検討した際、様式が自治体及び省庁によって異なることが大きな支障となる。具体的には、様式が異なることにより AI-OCR による正確な請求書の読み取りが困難となる点。

○生活保護業務で請求対象者が被保護者本人なのか扶養義務者なのかの記載がないため、親族調査のため出生までさかのぼった戸籍が必要なのか、生存確認で現在の戸籍や附票だけでいいのかと確認を要することもある。

各府省からの第1次回答

（住民票の写しについて）

国又は地方公共団体の機関の住民票の写しの請求に当たって使用する請求様式については、各機関に委ねられているところですが、地方公共団体の負担軽減のため、関係機関と協議し、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。

（戸籍証明書について）

戸籍証明書等の公用請求は戸籍法第 10 条の2第2項に基づき行われているところ、その請求に際しては「その官職、当該事務の種類及び根拠となる法令の条項並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。」とされていることを踏まえ、その様式の統一について、御提案を踏まえて必要な検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

様式を統一することは、確認箇所の明確化による証明書発行業務の効率化を進めることができると考えている。公用請求における統一様式の利用が進むことにより、全国の市町村の証明等発行担当部署が申請書の確認に費やされる時間を削減し、他の業務を遂行することが可能となる。結果として、住民サービスの向上に寄与し得ると考えられるため、積極的な検討を進めていただき、できるだけ早期の実現をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

国、地方公共団体、各府省所管の地方組織だけでなく、公用請求を行う様々な組織（権限、事務を委任、委託す

る日本年金機構など)も含めて様式の統一が図れるようご配慮いただきたい。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

事務の効率化を図るうえで有効なものであるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

関係機関との調整等、様式の統一に向けた取り組みを、省庁や地方自治体の意見を聞きつつ、進めていただきたい。

最大限統一様式を利用してもらうことが重要であり、利用の促進に関する取組についても検討いただきたい。

統一様式の利用開始に向けた、今後のスケジュールをお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

まずは提案団体から、現行の課題、望ましい公用請求の様式、公用請求を受けることが多い機関などについて意見聴取することを想定している。その結果を踏まえて、対応方針及びスケジュールについて検討を行うこととしたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

189

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3で規定のある、収納取扱金融機関の担保提供規定の緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3で規定のある収納取扱金融機関の担保提供の有無を、各自治体で判断できるよう緩和を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当市の下水道事業は令和2年度に公営企業会計を適用したことに伴い、地方公営企業法に基づき、公金の収納及び支払事務を担う収納取扱金融機関と、収納事務を取り扱う収納取扱金融機関を指定し、その金融機関が地方公営企業に係る公金の事務を取り扱っている。

地方公営企業法施行令第22条の3の規定により、収納取扱金融機関及び収納取扱金融機関には担保の提供が義務付けられている。

一般会計及び各特別会計では、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、各金融機関から公金の収納及び支払事務を担う指定金融機関と、収納の事務を担う収納代理金融機関を指定し、その金融機関が公金の事務を取り扱っている。しかし担保の提供義務は、地方自治法施行令第168条の2第3項に基づき、指定金融機関のみに規定されている。

【支障事例】

担保提供義務の規定を理由として、既に当市の一般会計及び各特別会計を取り扱っている収納代理金融機関から、収納取扱金融機関の契約を断られる事例があった。

よって、一般及び各特別会計の取扱金融機関は31件であるが、下水道事業においては23件であり、8件少ない。(令和5年4月現在)

【規制緩和の必要性】

近年、金融機関が公金の取扱いから撤退する中、公金を取り扱う金融機関の存在は益々重要になると考えられる。

当該規定を理由として収納取扱金融機関の契約が締結できず、取り扱う公金により納付できる金融機関が異なることは、市民の立場から不合理であると考えられる。

【支障の解決策】

そこで、担保提供の有無を各自治体と金融機関側との契約により決定することができれば、収納取扱金融機関の負担が減らすことができるため、契約に向けた交渉が進めやすくなると思う。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各自治体の公金事務に即した形で担保提供の有無を判断し、収納取扱金融機関契約を取り交わすことで、公金を取り扱う金融機関の数を維持することに繋がれば、市民の納付機会の減少を防ぐことに繋がると考えられ

る。

根拠法令等

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

越谷市

—

各府省からの第1次回答

収納取扱金融機関の担保提供規定については、提供される担保の意義や、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性を踏まえつつ、その必要性を検討する必要があることから、地方公共団体等の意見を伺いながら、提案内容に係る課題整理や対応方針について検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1)担保提供の意義について

収納取扱金融機関からの担保提供規定は、公金の安全性を担保させる意義を持つものであると考えられる。しかし、金融機関の責による損害は、契約等に損害賠償規定を設けることで安全な公金の保管が確保できる。また金融機関の破綻等の場合、公金の決済用預金は預金保険制度により全額保護の対象となる。以上の点から、金融機関から担保を提供させずとも、公金の安全性の担保は確保できるものと考えられる。

(2)他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性について

提案のとおり、一般会計及び各特別会計の公金収納事務を担う収納代理金融機関には担保提供規定は適用されず、公営企業会計の公金収納事務を担う収納取扱金融機関には適用されている。いずれの金融機関も公金の収納事務を担っている点では同じであるが、担保提供規定の適用は異なっている。

(3)地方公共団体等の意見について

御指摘のとおり、地方公共団体等により担保に対する考え方は異なると考えられる。このため、取り扱う公金の性質や金融機関との関係性等に応じて、地方公共団体等で担保提供の有無の判断ができるよう例えば担保提供規定を「義務規定」ではなく「できる規定」にするといった緩和が必要であると考えられる。

(4)必要性について

上記(1)及び(2)のとおり、担保の意義や制度の整合性を踏まえても、収納取扱金融機関に対して担保を一律提供させる規定の見直しは必要だと考えられる。

また提案で述べたとおり、当該規定を理由として金融機関が収納取扱金融機関の事務を辞退又は撤退することは、納入義務者の納付機会の減少に繋がる。

以上の点を踏まえ、収納取扱金融機関の担保提供規定の緩和をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

関係府省第1次ヒアリングにおいてご発言いただいたとおり、地方自治体への調査を実施し、その結果や提供される担保の意義、他の公金を取り扱う金融機関に係る制度との整合性を踏まえ、一定の方向性をお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

提案内容については、第1次回答を踏まえ、地方公共団体に対して実態調査を実施したところである。現時点で回答内容を精査中であり、その結果を踏まえ、提案内容に係る対応方針について検討してまいりたい。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

74

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合及び市町村の事業により間伐する場合について伐採届の提出を不要とすること

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合」及び「市町村の事業により間伐する場合」を追加し、これらの場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

伐採届の提出は、過剰な伐採を防ぐ森林保全の観点によるものであるが、伐採届の作成、提出及び受付等の処理が森林所有者等及び地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。

当市では、市の補助を受けて森林所有者等が間伐する場合、森林所有者等は間伐を開始する前90日から30日までの間に伐採届を提出するが、それとは別に市は補助金の交付申請を受け、交付を決定している。補助金交付申請書に添付される事業計画書において、伐採届の記載事項である森林所有者の氏名、森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、樹種、伐採率が記載されることから、市としては改めて伐採届を提出させて確認する事項はなく、森林所有者等に伐採届を提出させる必要性はない。

また、市の事業により間伐する場合であっても伐採届の提出が必要となっているが、伐採届の提出先である市長が事業主体でもあることから、当該間伐について市の森林整備計画への適合性を伐採届によって確認する必要はなく、伐採届を提出させる必要性はない。

さらに、市の補助を受けて森林所有者等が間伐する場合及び市の事業により間伐する場合においては、事業完了検査を実施し、報告する必要があるため、伐採届による監視よりも監視体制が強化されていると認識している。

【参考】

当市においては、令和3年度中の伐採届件数全263件のうち、間伐に係る伐採届は109件であり、全体の約4割を占め、さらに、この間伐のうち約半数は、市の補助又は事業により行われるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

森林所有者等及び市町村において、間伐に係る伐採届の作成業務や受付処理等の事務負担が軽減される。

根拠法令等

森林法第10条の8第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、郡山市、横浜市

○当市では森林を所有する土地所有者に対して、敷地境界付近の危険木（現在は正常であるが将来的に隣接地に悪影響を及ぼす恐れがある樹木を含む）、越境木の伐採を含む維持管理作業を行うための助成制度があります。助成をする際は、伐採届と同等な内容について記載した事業計画書の提出を求め、過剰な伐採がないかについても審査しているため、改めて伐採届の提出は必要性ないと判断します。

また樹林地の保全、活用する目的で市が整備を行う事業についても伐採届の提出が必要となりますが、令和4年度の実績では全届出数のうち約6割が市の事業となっています。併せて、電気事業者による高圧線、送電線、鉄道事業者による軌道敷、高速自動車道や道路の維持管理作業に伴う伐採届を含めると、全体の7割を占めています。これら事業についても過剰な伐採が行われることは考えにくいので、伐採届の提出は必要性ないと判断します。

なお、都市緑地法では緑地保全地域において「公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全に著しい支障を及ぼす恐れがないと認められるとして政令で定められているものについて」は届出は必要性としていません（同法第8条第9項第1号、同法施行令第3条）。

各府省からの第1次回答

森林法では、無秩序な伐採等により森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことがないように、市町村長は伐採造林届により伐採方法等が市町村森林整備計画に適合しているか確認し、これに適合しない伐採や、無届けで伐採が行われる場合には、森林法に基づき伐採の中止命令や伐採後の造林命令を行うことが可能となっている。

(ア) 市町村の補助事業の場合

市町村への補助申請等に、法第10条の8第1項に定める伐採造林届の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能である場合、当該申請書を森林法上の伐採造林届を兼ねるものとして取り扱うことで、法に基づく指導監督権限を維持しながら、森林所有者等及び市町村の事務負担軽減を図ることを検討する。

(イ) 市町村が事業主体となる場合

伐採造林届は実施主体が誰であるかに関わらず、市町村の林務担当部局において伐採の状況を把握し、市町村森林整備計画との適合を確認する必要があることから届出の対象としており、市町村が実施主体であることのみをもって、法第10条の8第1項に定める伐採造林届の適用除外とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

森林の多面的機能の発揮に支障をきたす主伐については、市町村森林整備計画に適合しているかを確認する必要性は高いと認識しているが、本提案は間伐かつ市町村が補助又は主体の場合に限っており、その場合においては、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことは考えにくいことから提案に至った。

(ア) 市町村の補助事業の場合

記載事項が重複している、補助金交付申請書に加え、伐採造林届を提出、受付している二重の手続について、森林所有者等及び市町村の事務負担が軽減されるように検討を進めていただきたい。

(イ) 市町村が事業主体となる場合

森林法第10条の7の規定により、森林所有者等は市町村森林整備計画を遵守する義務がある。特に市町村が実施主体の場合は、市町村自らが樹立した森林整備計画を遵守しない間伐を実施することは考えにくい。また、当該間伐の市町村森林整備計画への適合の有無を審査する権限を市町村自ら有していることから、市町村が事業主体となる場合については伐採造林届の提出を不要として問題ないとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、補助申請等を伐採届と兼ねるものとして取り扱う運用に関して考え方を通知で明らかにすると発言があったが、具体的内容やスケジュールについて第2次ヒアリングでお示しいただきたい。森林法に基づく指導監督権限を有し、市町村森林整備計画の策定主体である市町村が自らの事業により間伐する場合についてまで一般私人と同様に、伐採届によって当該計画への適合性を確認するという方法を義務付けているのは過剰であるため、伐採届の提出を不要とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

(ア)市町村の補助事業の場合

市町村への補助申請等に伐採造林届の記載事項と同等の内容が網羅されている場合に、森林法上の伐採造林届を兼ねるものと取り扱うことについて、令和5年度内に運用通知等により明示します。

(イ)市町村が事業主体となる場合

令和5年以内に地方自治体の実態を把握し、その結果を踏まえ伐採造林届出制度の運用見直しについて検討します。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第2次回答

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

施設管理上必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合について伐採届の提出を不要とすること

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合」を追加し、この場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

現行制度では、施設や宅地に隣接する裏山の危険木や支障木を伐採する必要が生じた場合、必要最小限の伐採であっても伐採届の提出を要するため、施設管理者や山林所有者は迅速に対応できないという支障や提出された伐採届の処理に事務負担が生じている。

また、伐採届の提出を要していることで、施設管理者や山林所有者が迅速に対応できないことから、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性がある。

他方で、こうした伐採は伐採面積が僅少であるため、森林保全に影響を与えるものではなく、森林簿や森林計画図に反映するといった活用もされない状態にある。

なお、自然公園法では、自然公園の保全に影響を与えないような施設管理上の伐採は許可及び届出が不要とされている(自然公園法第20条第9項第5号並びに同法施行規則第12条第11号及び第14号)。

【参考】

当市においては、令和3年度の伐採届件数全263件のうち、施設管理上必要最小限の危険木又は支障木の伐採のケースは26件あり、全体の約1割を占めている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合に、伐採届の提出を不要とすることにより、施設管理者や山林所有者は迅速に対応することができることに加え、市町村においては伐採届の処理に係る事務負担が軽減される。

また、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性を回避することができる。

根拠法令等

森林法第10条の8第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、横浜市、福井市、熊本市、延岡市

○当市としても施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合に、伐採届の提出を不要とすることにより、施設管理者や山林所有者は迅速に対応することができることに加え、市町村においては伐採届の処理に係る事務負担が軽減されると考えている。

○当市には施設や宅地に隣接する樹林地が多く存在しているため、危険木や支障木の伐採についての申請が多くあります。現行制度では最小限の伐採についても伐採届の提出が必要であり、森林所有者や施設管理者に負担を強いてるうえ、迅速な作業ができない状況にあります。

各府省からの第1次回答

ご提案のように施設管理上必要な危険木等の伐採について、事前に届出を行う時間のない緊急の場合には、森林法第10条の8第1項第9号の規定により、伐採造林届の適用が除外され、同条第3項に基づく事後届出で対応可能となっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

伐採造林届の提出が不要になる場合として、森林法第10条の8第1項第9号には、「火災、風水害その他の非常災害に際し、緊急の用に供する必要がある場合」と規定されている。

本提案で伐採造林届の提出の不要化を求めている「施設管理上必要最低限の危険木又は支障木の伐採」は、施設や住宅等の保全を目的とした伐採であること及び災害等の事由により発生した危険木と判断することが難しいことから、同号が規定する「非常災害に際し」には該当しないと判断していた。

また、伐採届の本来の目的である過剰伐採等の防止や森林の適切な管理に影響を与えない必要最小限の伐採等に対して、伐採造林届（緊急伐採届）の提出を求める必要はないと考える。

さらに、自然公園法など他の法令においては、木竹の伐採に当たって許可や届出が必要とされている場合であっても、緊急の場合に限らず、宅地の木竹の伐採や枯損した木竹又は危険な木竹の伐採等について「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」として許可や届出を要しないこととされている。他の法令と同様に、危険な木竹の伐採等については「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」として伐採届の提出を不要として差し支えないのではないか。その上で、森林法第10条の8第3項に基づく事後届出で対応可能なケースと「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」として伐採届の提出を不要とするケースの適用関係について示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【横浜市】

森林法の目的から鑑みても管理上必要最小限の危険木や支障木を伐採することは当然に認めるべきであると考えます。事務負担の軽減にもつながることから「緊急の場合」であるかに関わらず届出不要としていただきたい。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

法律の内容の周知徹底をするとともに、丁寧な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案の趣旨は、事後届出についても提出不要化を求めるものである。自然公園法など他の法律と比較して、通常の管理行為、軽微な行為その他の行為といえる伐採についてまで一律に届出を義務付けているのは過剰であるため、伐採届の提出を不要とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

施設管理上必要な危険木又は支障木の伐採については、令和5年内に地方自治体の実態を把握し、その結果を踏まえ伐採造林届出制度の運用見直しについて検討します。